

令和4年4月1日から

成年年齢が 18歳になります!

成年(18歳)のみなさん

契約のトラブル に注意が必要です

☆ 成年になると、親の同意なしで契約することができるようになります

- ◇ 携帯電話の契約
- ◇ スマホでネットショッピング
- ◇ アパートを借りる(賃貸契約)
- ◇ ローン契約(自動車などの高額商品の購入、エステの契約) など



☆ 成年になると、未成年者契約の取消権がなくなります

⇒ トラブルに遭っても「未成年者契約取消」ができません

～ SNSをきっかけとしたトラブル事例 ～

【副業トラブル】

- ・ SNS広告に1日10分の簡単な作業で、誰でも簡単に「毎月100万円稼げる」と書いてあったので、興味を持った。サイトにアクセスして、初期費用70万円支払ったが、全く儲からない。

★★ 副業サイト事業者からの勧誘で高額被害に発展する危険性も ★★

- ◇ 仕事内容を詳しく聞きたいと思って電話すると、高額なサポート契約を勧誘される可能性があります。「お金がない」と言って断っても、貸金業者を紹介され、借金を勧められたり、クレジットカードを作るよう促される場合があります。

★★ 広告の言葉に惑わされないようにしましょう ★★

- ◇ 「簡単に稼げる」という、おいしい話はありません。「絶対儲かる」とか「初期費用はすぐに取り戻せる」などの言葉を信じないようにしましょう。



【出会い系サイト】

- ・ SNSで知り合った異性の友達から「別のサイトでやり取りしよう」と言われて出会い系サイトの入会を誘引されて、高額なサイト利用料を支払った。

★★ SNSで知り合った人は、信用できる人ですか? ★★

- ◇ 悪意を持って、あなたに近づいてきているかもしれません。安易に信用しないようにしましょう。



【ネット通販の定期購入】

- ・SNS広告でダイエットサプリが「初回特別価格500円」と書いてあったので申し込んだ。初回のみ注文したつもりが、2回目に4か月分(39,800円)まとめて届く契約だった。
- ◇ 初回が格安の商品、あるいは「返品保証」を謳っている通販には注意が必要です。契約内容と解約条件をしっかりと確認しましょう。



～ エステや美容医療に関するトラブル事例 ～

【エステの契約】

- ・脱毛エステの無料体験を受けたら、20万円のコースをしつこく勧誘されて断わりきれずに契約してしまった。

★★ 「無料」のあとには必ず「勧誘」が付いてきます ★★

- ◇ 無料サービスを受けた後の勧誘は断わりにくいものです。無料のあとには、必ず勧誘が付いてくるものです。有料サービスを希望しないなら、無料体験はやめておきましょう。



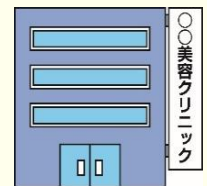
エステの契約は「クーリング・オフ」による契約解除が可能です。
また中途解約もできますので、早めに消費生活センターに相談してください。

【包茎手術のトラブル】

- ・ネットで「包茎手術5万円」という広告を見て、クリニックに相談に行った。相談のつもりが、即日手術をするよう勧められ、断れずに50万円の手術を受けた。術後の痛みや腫れが引かずに生活に支障が出ている。

★★ 「即日手術」を勧める病院には注意しましょう ★★

- ◇ 効果だけでなく、手術のリスクや副作用の説明をしっかりと聞き、冷静に考えて契約しましょう。医療保険が適用される手術もありますので、きちんと調べて検討しましょう。



消費者庁イラスト集より

いつから成年になる?

生年月日	成年になる日
平成14年(2002年)4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
平成14年(2002年)4月2日～ 平成16年(2004年)4月1日生まれ	令和4年(2022)年4月1日
平成16年(2004年)4月2日以降生まれ	18歳の誕生日

ひとりで悩まず、
お気軽にご相談ください

相談専用ダイヤル

055-282-7323

南アルプス市消費生活センター

場所 市役所 本庁舎1階

市民活動支援課内

曜日 月曜日から金曜日(祝日を除く)

時間 午前9時から12時、午後1時から4時

